

番号	1
項目	六万休住宅跡地のスーパーマーケット誘致を軸とした早期活用
<p>(回答)</p> <p>もと六万休町小売市場民営活性化事業施設用地 (1,271.48 m²) については、令和6年度末の解体工事完了後、令和7年度から用地需要の有無を確認し、需要があれば事業化を行い、需要がなければ「処分検討地」として位置づけ、商品化作業を実施のうえ、原則、一般競争入札による売却に向けた手続きを進めてまいります。</p>	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 施設管理担当 電話：06-6615-3771

番号	要望 1
項目	六万休住宅跡地のスーパーマーケット誘致を軸とした早期活用
<p>(回答)</p> <p>農林水産省による食料品アクセス困難人口統計における「食料品アクセス困難人口」の定義によると、「店舗（食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアを含む）まで 500m 以上かつ自動車の利用が困難な 65 歳以上の高齢者」とされています。</p> <p>天王寺区内には、百貨店、食料品スーパーなどをはじめ、多くの店舗が立地しており、上記定義による店舗から 500m 圏内に含まれていることから、国が示す「食料品アクセス困難人口」の定義には該当しないことを確認いたしました。</p> <p>当区としましては、子どもや子育て世代を中心に人口が増加傾向にある現状と、当該土地の過去からの経過も踏まえ、本要望を当該土地所管局である経済戦略局にお伝えし、売却の際、特記事項に本要望がございましたことの記載可能性について調整してまいります。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 電話番号：06-6774-9910

番号	要望 2		
項目	夕陽丘未利用地の地域防災を軸とした早期活用		
<p>(回答)</p> <p>当該地は、都市計画道路難波足代線予定地として建設局が取得した用地ですが計画見直しの結果、当該地付近については事業廃止となったため、当局としては不用地となったものです。</p> <p>そのため、他所属での用地需要（事業を行う等）の有無を確認するため、全所属宛てに需要照会を行いました。どこからも需要回答が無かったため、「処分検討地」として売却に向けた手続きを進めているところです。</p>			
担当	建設局 道路河川部 街路課	電話番号：06-6615-6755	
	建設局 総務部 管財課	電話番号：06-6615-6482	

番号	要望 2	
項目	夕陽丘未利用地の地域防災を軸とした早期活用	
<p>(回答)</p> <p>ご懸念いただいている景観の悪化や不法投棄等の対策として、昨年末に建設局において、アスファルトなどで当該土地の整備が行われたことを区でも確認いたしました。</p> <p>大阪市防災・減災条例では、本市はもとより、市民の責務として、防災訓練その他の自主的防災活動の推進に努めることとされており、貴町会におかれましても、自助・共助の観点から、訓練の実施及び備蓄物資の確保等に努めておられることに心より敬意を表する次第です。区役所といたしましても、本条例に則り、自主防災組織との連携及び協力に努めてまいります。</p> <p>本要望につきましては、区役所から当該土地所管局である建設局にお伝えしたところであります。売却の際、特記事項に本要望がございましたことの記載可能性について調整してまいります。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>		
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり）	電話番号：06-6774-9910 電話番号：06-6774-9899